

これまでの温室効果ガス排出・吸収量算定に関する経緯

1. 國際的な動向

(1) インベントリの作成・報告・審査に関する規定

気候変動枠組条約

気候変動枠組条約の第4条及び第12条により、附属書 締約国（いわゆる先進国）は、温室効果ガス排出・吸収目録（以下、「インベントリ」）を毎年作成し、条約事務局に提出することが義務づけられている。

1997年(平成9年)12月の第3回締約国会議(COP3、以下同様)では、1996年改訂IPCC¹ガイドラインを用いてインベントリを作成し、翌々年の4月15日までに提出することが決議された。

1999年(平成11年)11月のCOP5では「インベントリ報告ガイドライン」が採択され、共通報告様式（以下、「CRF」）を用いたインベントリの提出とともに、排出係数、活動量データ、不確実性評価等の詳細な情報を含む国家インベントリ報告書（以下、「NIR」）の提出が求められることとなった。インベントリ報告ガイドラインは、各国からの意見提出や1996年改訂IPCCガイドライン、「温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンス及び不確実性管理報告書」（以下、「GPG2000」）、「土地利用、土地利用変化及び林業に関するIPCC グッドプラクティスガイダンス」（以下、「LULUCF-GPG」）の策定を受けて2度の改訂が行われている。

提出したインベントリについては、条約事務局及び専門家による審査を受けることとされており、COP5では「インベントリ審査ガイドライン」が採択され²、技術的観点から総合的に審査を行う手法が確立されている。

京都議定書

COP3で採択された京都議定書では、附属書I国の排出量削減に関する数値目標が合意された。これにより、各國は排出量の算定をより正確に行うことが必要とされ、議定書にも、これに関連する規定が置かれている（京都議定書5条、7条、8条）。

（参考）京都議定書5条、7条、8条におけるインベントリに関する規定

- ・ 附属書 国は、2007年1月1日の前までに、1996年改訂IPCCガイドライン、GPG2000及びLULUCF-GPGに準拠したインベントリを作成するための国内制度を整備しなければならない。【5条1項】
- ・ インベントリが正確に作成されなければ、調整手続きが適用され、当該国にとって保守的な算定が行われることとなる。【5条2項】
- ・ 附属書 国は、京都議定書第7条に基づいて提出する情報について、専門家審査を受けなければならない。【8条1項】 / 等

¹ Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）

² インベントリ審査ガイドラインは、試用期間（2000年～2002年）の後、2002年（平成14年）のCOP8において改訂され、2003年以降改訂後のガイドラインに基づき審査が行われている。

また、2001年（平成13年）12月のCOP7では、京都議定書の下での運用の細則を定めたマラケシュ合意³が決議され、約束を遵守する上で以下のインベントリ関連事項を実施することとされた。

（a）割当量報告書の提出

京都議定書は、附属書 国が第一約束期間⁴における温室効果ガス総排出量を1990年の水準より5%削減することを目的としており、各国に対して割当量（約束期間中に排出することができる温室効果ガス総排出量）を超過しないことを義務付けている。なお、第一約束期間における日本の割当量は、基準年（1990年）における総排出量の94%の5倍に相当する（1年あたり基準年総排出量比-6%）。

マラケシュ合意によると、附属書 国は、2007年1月1日まで（京都メカニズムを円滑に活用していくためには2006年9月1日まで）に割当量に関する報告書を提出しなければならない。割当量は、京都議定書8条に基づく審査（以下、「8条審査」）及び京都議定書5条2項に基づく調整（以下、「5条2項調整」）に関するプロセスを経て決定され、その値は第一約束期間中固定される。

（b）京都メカニズム参加要件の遵守

京都議定書では、約束の達成のために他国における排出削減量や割当量の一部を利用できる京都メカニズムの活用が認められている。附属書 国が京都メカニズムを活用するためには、以下の参加資格を全て満たすことが必要となっている。

- 京都議定書の締約国であること
- 初期割当量を算定し、算定に関する必要な補足情報を提出していること
- 温室効果ガスの排出・吸収量の算定が行える国内システムを整備していること
- 毎年、前々年の排出・吸収量インベントリを提出期限（4月15日）から6週間以内（5月27日）⁵までに提出していること（第一約束期間については排出量インベントリについて内容審査に合格していること。国は参加資格を満たしていることを事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに問題提起されない限り合格したとみなされる。）
- インベントリを正確かつ完全に作成し、できる限り5条2項調整の適用を回避すること（排出量の大きいカテゴリーでは、正確性及び完全性について特に注意すべき） / 等

従って、京都メカニズムを円滑に活用していくためには、第一約束期間の始まる2008年1月1日の段階で参加要件を得ておくことが望ましく、そのためには16ヶ月前まで（つまり2006年9月1日まで）に、基準年から直近のインベントリを確定し、条約事務局に報告すべきである。

³ FCCC/CP/2001/13/Add.2 Draft decision -/CMP.1(*Modalities for the accounting of assigned amounts*) パラ2

⁴ 第一約束期間とは2008年から2012年を指す。

(c) インベントリ作成のための国内制度の整備

京都議定書は、附属書 国に対して、2007年1月1日の前までにインベントリを作成するための国内制度を整備することを義務付けている。マラケシュ合意⁵によると、附属書締約国はインベントリの作成にあたって、1996年改訂IPCCガイドライン、「温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンス及び不確実性管理報告書」(以下、「GPG2000」)及びLULUCF-GPGに示される算定方法との整合性及びインベントリの品質等を確保するような国内制度を整備する必要があるとされている。

マラケシュ合意⁷により、附属書 国は、国内制度に関する情報(森林の定義、議定書3条4項に基づく活動の選択を含む)を割当量報告書に示し、京都議定書8条の下での審査(initial review)を受けることとされている。京都メカニズムを円滑に活用していくためには、割当量報告書を2006年9月1日までに提出すべきであることから(上記(b)参照)、国内制度についてもこれと同じ期日までに整備することが望ましい。

(2) IPCCによる温室効果ガス排出・吸収量算定方法のとりまとめ

インベントリ報告ガイドラインによると、附属書 国は、1996年改訂IPCCガイドラインを用いて排出・吸収量を算定するとともに、GPG2000(2000年)及びLULUCF-GPG(2003年)を用いてインベントリの透明性・一貫性・比較可能性・完全性・正確性を改善する必要があるとされている。⁸

⁵ FCCC/CP/2001/13/Add.3 Draft decision -/CMP.1(Article 7) パラ 3(a)

⁶ FCCC/CP/2001/13/Add.3 Draft decision -/CMP.1(Article 5.1) Annex パラ 14

⁷ FCCC/CP/2001/13/Add.2 Draft decision -/CMP.1(*Modalities for the accounting of assigned amounts*) Annex パラ 8、FCCC/CP/2001/13/Add.3 Draft decision -/CMP.1(Article 8) Annex パラ 12

⁸ 1997年のCOP3では、京都議定書の第一約束期間における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法についても、気候変動枠組条約の下でのインベントリ作成と同様に、1996年改訂IPCCガイドラインを用いるべきであるとされた。

また、IPCCは、2000年5月にこれまで指摘されていた1996年改訂IPCCガイドラインの問題点の解決とインベントリの不確実性の低減を主な目的とするGPG2000を策定した(LULUCF分野は除外)。その後、2003年に12月のCOP9において、IPCCは気候変動枠組条約の下でのインベントリの算定方法と京都議定書の下での補足的情報の報告方法を定めるLULUCF-GPGを報告した。

2. 我が国における経緯

(1) 気候変動枠組条約の下でのインベントリの提出及び審査状況

環境省では、1996年に「温室効果ガス等排出・吸収目録検討委員会（秋元肇座長）」、1999年以降は「温室効果ガス排出量算定方法検討会（茅陽一座長）」を開催し、最新の知見を踏まえインベントリの算定方法等の評価・検討等を行ってきている。その結果を踏まえ、我が国では1996年（平成8年）以降、毎年インベントリを提出している（2005年はCRF及びNIRを5月26日に提出）⁹。

2003年10月には、その年に提出したインベントリ（1990～2001年）を対象に訪問審査¹⁰（In-country review）が、2004年10月には、その年に提出したインベントリ（1990～2002年）を対象に机上審査が実施され、インベントリの作成状況や今後の改善事項が報告書¹¹としてまとめられた。

<参考> 国別報告書の提出状況

気候変動枠組条約第4条1項及び第12条により、総ての締約国は、条約を履行するために各国が実施しようとしている措置について報告することが義務付けられている。

1994年3月の気候変動枠組条約発効以来、我が国は、1994年、1997年、2002年の3回にわたり、インベントリに加え政策措置等に関する情報を盛り込んだ「日本国報告書」を提出してきている。第4回国別報告書については、COP8において2006年1月1日までに提出することが要請されている。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律

1998年（平成10年）10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」）では、第7条により、政府は我が国全体の温室効果ガスの排出量を毎年算定・公表することとしており、また、第20条の2及び第21条により、政府及び地方公共団体は、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定し、その実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）を公表することとしている。

温室効果ガスの総排出量の算定方法については、第7条による国全体の温室効果ガス排出量については、IPCCガイドラインを用いて算定することとされており、第20条の2及び第21条の総排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年4月制定、平成14年12月改正）により定められている。

なお、改正法第21条の2により、特定排出者についても事業活動に伴う温室効果ガス排出量を算定することが定められたが、その算定方法については、本年度中に整備する予定としている。

⁹ 2002年まではCRFのみを提出していたが、インベントリ個別審査の結果を受けて、2003年以降はNIRも提出してきている。

¹⁰ インベントリ個別審査には3種類（机上審査[Desk review]、集中審査[Centralized review]、訪問審査）があり、最も詳細な審査が行われるのは専門家審査チームが対象国を訪問する訪問審査である。

¹¹ FCCC/WEB/IRI(2)/2003/JPN